



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 46(5), 307-308
Issue Date	1996-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15639
Type	other
File Information	46(5)_p307-308.pdf



北海道大学法学部法学会記事

(東京大学法学部助教授)

出席者

二〇名

○平成七年七月二十日(木)午後一時より

「欧州連合とフランス憲法」

報告者

D・ブレイヤ氏

(ボワチエ大学教授)

通訳

村上裕章氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者

二〇名

本報告の内容は、本号の講演参照。

○平成七年七月二日(金)午後一時半より

「『生活民法』は可能かつ有益か？」

報告者

大村敦志氏

報告者は、まず、家族法の位置付けに関する論争を整理し、また消費者法の諸特色を分析するなかから、「生活民法」という考え方を提示された。そして、伝統的な民法が、商取引法、労働法、借地借家法等々に分解していくのに対し、民法の統一性・包括性を、この「生活民法」という考え方によって取り戻すことができないか、と考える。具体的に念頭に置かれているのは、内田貴教授の契約法や、市民法論の試みである。次に、近時のプロードルの社会理論、歴史学、家政学における生活構造の捉え方を参考にしながら、「生活民法」の理論的可能性を検討し、その構造と基本原理を探る。そして、「生活民法」の特徴として、問題を中心に考察し、他の領域との関係を重視し、裁判規範よりも行為規範を考え、人間の合理的側面よりも非合理的側面に着目し、個と集合の関係を重視するという五点をあげる。最後に、「生活民法」という考え方の研究上の意義、実際上の意義、教育上の意義を述べられた。

討論では、「生活民法」における法のイメージはこれまでのかのように違うのか、ここでの行為規範とはどのようなものか、

報

雜

「生活民法」における法命題はどのようなものになるか、「生活民法」の内容は、生活世界の中での問題か、生活世界と取引世界の境界面における問題か、生活世界と公共世界の境界面における問題かによって違うのでないか、など様々な問題が活発に議論された。

なお、本研究会は、民法法研究会との合同研究会として行なわれた。
(文責 瀬川信久)

○平成七年七月二十五日(火)午後一時一五分より

シンポジウム「法社会学理論の現在」

出席者

二五名

今回の法学会では、右記のテーマでのシンポジウムが企画され、それを承けた討論が行われた。

「ヨーロッパにおける法社会学の現状」

報告者

J・ハウト氏

(アントワープ大学教授)

通訳

村山眞維氏

(千葉大学法経学部教授)

「ポストモダン法の二つの傾向

「ローカリズムとトランスナショナルリズム」

報告者

W・フェラーリ氏

(ミラノ大学教授)

通訳

松村良之氏

(北海道大学法学部教授)

「コミュニティアン・リベラリズムの法理学」

報告者

P・セルズニック氏

通訳

尾崎一郎氏

(北海道大学法学部助教授)

各報告の翻訳は、別稿にて掲載する予定である。